


令和6年度「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」第32条に基づき分別収集された
製品プラ等の入札における上限価格の回答書

作成日	令和 ▲ 年 12 月 ■ 日		
市町村または組合コード	01001	市町村又は組合名	容器リサイクル組合
保管施設コード	01	保管施設名	容器包装リサイクルプラザ
市町村(組合)長名	容器 一郎		
担当部署名	リサイクル部		
担当者名	容器 太郎		
担当者 電話番号	03-3456-7890		
担当者 E-mail	abc@def.jp		



印

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が実施する、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」第32条に基づき分別収集された製品プラ等の入札の上限価格の設定について、下記のとおり回答いたします。

1.製品プラ等の落札単価の上限値の設定の有無 ※「設定しない」又は「設定する」を必ず回答してください

設定しない ※「設定しない」を選択した場合、下記2. 3. は回答しないでください

設定する ※「設定する」を選択した場合、必ず下記2. 3. を回答してください

2.製品プラ等の上限価格の設定値

● ● ● ● ● 円/トン (消費税抜き)

※小数点以下不可、整数で記入。7桁まで記入が可能

※右詰めで記入してください。余白は必ず×印を記入してください

3.指名競争入札において製品プラ等が上限価格を上回った場合の扱い

- 指名競争入札においても通常入札の上限価格を適用し、上限価格を超えた場合は、「容リプラ」のみを引き渡す。製品プラ等は、引き渡しを辞退する。
- 指名競争入札においても通常入札の上限価格を適用し、上限価格を超えた場合は、「容リプラ」も含めて全ての引き渡しを辞退する。
- 指名競争入札においては、上限価格を設定せず、決定した単価で契約する

※提出後は上限価格に関する選択や上限価格を変更、又は撤回を行いません。

※本紙の未提出又は締切に間に合わない場合、又は本紙を提出しているが必要項目が記載されていない等は
上限価格は設定しない」と見なすことに同意します。

※落札事業者の決定後、事業者が引き取れない事態に陥った場合等、他の事業者に振り替えるために行う再入札に
おいては、通常入札における上限価格の設定如何によらず、上限価格は設定できないことを同意します。